

平成30年（ろ）第5号

不正競争防止法違反

平成31年3月13日宣告 立川簡易裁判所

主 文

被告人を罰金1億円に処する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人株式会社a（以下「被告会社」という。）は、鉄鋼・非鉄金属及びその合金等の製造販売等の事業を営むものであるが、

第1 被告会社b事業部門c工場d室長であったA及び同工場e室長であったBらにおいて、被告会社の業務に関し、別表1（添付省略）記載のとおり、平成28年9月16日頃から平成29年8月28日頃までの間、三重県いなべ市（以下省略）所在の同工場において、被告会社がf株式会社及びg株式会社から受注して製造した油圧鍛造品又は砂型鑄造品の製品合計297個について、同工場で検査した結果では各製品が発注会社との間で合意した仕様を満たしていなかったにもかかわらず、同仕様を満たした旨記載した内容虚偽の材料検査証明書合計167通を作成した上、平成28年9月26日頃から平成29年9月12日頃までの間、167回にわたり、運送業者等を介し、東京都府中市（以下省略）所在のh株式会社事務所ほか1か所において、前記内容虚偽の材料検査証明書各1通を、前記f株式会社から前記油圧鍛造品の受入検査業務の委託を受けた前記h株式会社の従業員であるC及び前記砂型鑄造品等の受入検査業務に当たった前記g株式会社の従業員であるDらに交付し

第2 被告会社b事業部門i製造所j工場k室長であったEらにおいて、

被告会社の業務に関し、別表 2（添付省略）記載のとおり、平成 28 年 1 月 7 日頃から平成 29 年 5 月 1 日頃までの間、山口県下関市（以下省略）所在の同製造所において、被告会社が 1 株式会社から受注して製造した銅板条製品合計約 4 万 9 5 6 3 キログラムについて、同製造所で検査した結果では各製品が発注会社との間で合意した仕様を満たしていなかったにもかかわらず、同仕様を満たした旨記載した内容虚偽の検査成績書合計 9 0 通を作成した上、平成 28 年 1 月 1 8 日頃から平成 29 年 8 月 3 日頃までの間、9 0 回にわたり、運送業者等を介し、長野県中野市（以下省略）所在の同社 m 工場において、前記内容虚偽の検査成績書各 1 通を同社の従業員である F らに交付し

第 3 被告会社 b 事業部門 n 製造所 o 部 p 室長であった G らにおいて、被告会社の業務に関し、別表 3（添付省略）記載のとおり、平成 28 年 9 月 7 日頃から同年 1 2 月 9 日頃までの間、栃木県真岡市（以下省略）所在の同製造所において、被告会社が q 株式会社から受注して製造したアルミ板製品合計約 1 8 万 7 0 7 2 キログラムについて、同製造所で検査した結果では各製品が発注会社との間で合意した仕様を満たしていなかったにもかかわらず、同仕様を満たした旨記載した内容虚偽の材料検査証明書合計 4 8 通を作成した上、平成 28 年 9 月 8 日頃から同年 1 2 月 1 2 日頃までの間、4 8 回にわたり、運送業者等を介し、同市（以下省略）所在の同社 r 工場内 s 株式会社 t 部 u 営業所ほか 3 か所において、前記内容虚偽の材料検査証明書各 1 通を、前記 q 株式会社から資材受入業務の委託を受けた前記 s 株式会社の従業員である H らに交付し

もって、取引に用いる書類に商品の品質について誤認させるような虚偽の表示をしたものである。

(証拠の標目) : 省略

(法令の適用) : 省略

(量刑の理由)

本件は、被告会社の b 事業部門を担当する 3 つの製造所等において、被告会社の従業員である k 室長らが、発注先である f 株式会社、g 株式会社、l 株式会社、q 株式会社から受注して製造した製品について、発注先との間で合意した仕様（以下「顧客仕様」という。）を満たしていなかったにもかかわらず、検査数値を改ざんして、顧客仕様を満たした旨記載した内容虚偽の証明書を作成して、発注先に交付し、取引に用いる書類に商品の品質について誤認させるような虚偽の表示をしたという事案である。

被告会社は、v 業界における最大手の事業者として、市場において大きな競争力を有していたにもかかわらず、品質検査によって得た数値を改ざんし虚偽の表示をするという悪質な方法により、顧客仕様に従って製品を提供するという、取引上、最も基本的で重要なルールに違反し、その結果、多額の売り上げを得ていたものである。しかも、被告会社による虚偽の表示は、多年にわたって繰り返されており、本件は、生産至上主義のもと納期を優先する企業風土、経営陣においても品質コンプライアンス意識が不足していたことなどが指摘されている被告会社の企業体質に根差す、常習的な犯行であったといわざるを得ない。

本件により、発注先である各企業に与えた経済的損害や顧客対応などの負担も多大であり、さらには、我が国の製造業全体に対する信頼を揺るがせたことも見過ごすことはできない。

以上のような本件犯行に至る経緯、犯行の態様、結果等に照らすと、被告会社の刑事責任は重いというべきである。

他方において、被告会社は、自発的に行った品質自主点検により、本件犯行にかかる不正行為を認知し、その事実を公表したこと、発注先企業と

の間で、製品の安全性を確認し、金銭的な補償の点も解決を見たか、解決の見通しが立っていること、被告会社において、本件犯行に至った原因を分析した上、再発防止策を策定し、これを実施し始めていることなど、被告会社にとって有利とすべき情状が認められる。

以上の諸情状に照らすと、本件に対しては、法定刑が3億円以下の罰金刑と定められているところ、検察官が求める罰金1億円の刑は、本件に相応な刑と考えられ、被告会社を、この刑に処することとする。

平成31年3月13日

立川簡易裁判所

裁判官 八 木 正 一